

移動等円滑化取組計画書

令和3年6月30日

住 所 静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号
事業者名 静岡鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 川井敏行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・当社では対象となる柚木駅、古庄駅、県総合運動場駅、桜橋駅についてスロープ等の設置が用地確保等困難であるため移動等円滑化の対応が出来ていないが、2019年度より対象駅へのスロープ等を設置するために設計を始めている。設計が完了次第整備を推進する。・現在静岡清水線で使用している13編成の車両の内、旧車(1000形)3編成は40年以上前に設計された車両であり移動円滑化が十分になされていないことから、新型車両A3000形の導入を推進し、2023年度までに12編成の車両を置き換える。
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
柚木駅	・上下線ホームを結ぶ地下道の改善、スロープ、多目的トイレ設置に向けた施設改修への設計を行い、施設改修を推進する。 (基本設計、詳細設計 2021年度以降)
古庄駅	
県総合運動場駅	・上下線ホームを結ぶ地下通路の改善、スロープ等の設置に向けた施設改修への設計を行い、施設改修を推進する。 (基本設計、詳細設計 2022年度以降)

桜橋駅	<ul style="list-style-type: none"> ・上下線ホームを結ぶ構内通路の改善、スロープの設置等施設改修への設計、施設改修の推進をする。 (基本設計、詳細設計 2023 年度以降)
1000 形車両	<ul style="list-style-type: none"> ・新型車両 A3000 形へ更新、置き換えを推進する。 (2020 年度 2 編成、2022 年度 1 編成、2023 年度 1 編成)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
近隣施設への誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・構造上の理由により駅構内に障害者対応トイレを設置することが困難である御門台駅について、駅係員が近接する商業施設の障害者対応型トイレまで誘導しており、今後も継続していく。
無人駅の旅客誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・全駅において係員と通話できるインターホンを設置しており、継続して遠隔で旅客の誘導を行っていく。
乗降支援	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者や車いす利用者等に対し、声かけ、見守り等の乗降の支援を継続実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅施設の情報提供	ウェブサイト（らくらくおでかけネット）において、駅施設情報の提供をおこなっており、継続して情報提供を行っていく。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	全ての駅係員に対して、国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修プログラムに準拠した研修を行う。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
声かけサポーター	行政が主催する、声かけサポーター養成講座へ継続して参画して、講義・実技により声かけの教育を行っていく。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動	・ウェブサイト（らくらくおでかけネット）において、情報提供を行っていく。
啓発活動	・旅客施設等に声かけサポートのポスターを掲示して行く。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
県総合運動場駅	施設改修の詳細設計を 2021 年度から 2022 年度に変更した	バリフリー計画の見直し
古庄駅	施設改修の詳細設計を 2025 年度から 2023 年度に変更した	バリフリー計画の見直し
1000 形車両	新型車両 A3000 形への更新を 1 年繰り越した（2022 年度 1 編成、2023 年度 1 編成）	予算の確保ができなかったため

V 計画書の公表方法

弊社ホームページに掲載

VI その他計画に関連する事項

--

注 1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入するこ

と。

- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号

事業者名 静岡鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 川井 敏行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
古庄駅	スロープ、多目的トイレ設置に向けた施設改修の設計を行い、施設改修を推進する。 (2021年度詳細設計、以降改修工事)	進捗なし
柚木駅	上下線ホームを結ぶ地下道の改善、スロープ、多目的トイレ設置に向けた施設改修への設計を行い、施設改修を推進する。 (基本設計、詳細設計2021年度以降)	進捗なし
県総合運動場駅	上下線ホームを結ぶ地下通路の改善、スロープ等の設置に向けた施設改修への設計を行い、施設改修を推進する。 (基本設計、詳細設計2022年度以降)	進捗なし
桜橋駅	上下線ホームを結ぶ構内通路の改善、スロープの設置等施設改修への設計、施設改修の推進をする。 (基本設計、詳細設計2023年度以降)	進捗なし

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
近隣施設への誘導	構造上の理由により駅構内に障害者対応トイレを設置することが困難である御門台駅について、駅係員が近接する商業施設の障害者対応型トイレまで誘導しており、今後も継続していく。	計画通り実施
無人駅の旅客誘導	全駅において係員と通話できるインターホンを設置しており、継続して遠隔で旅客の誘導を行っている。	計画通り実施
乗降支援	視覚障害者や車いす利用者等に対し、声かけ、見守り等の乗降の支援を継続実施する。	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅施設の情報提供	ウェブサイト（らくらくおでかけネット）において、駅施設情報の提供をおこなっており、継続して情報提供を行っていく。	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客研修の実施	全ての駅係員に対して、国土交通省が定める交通事業者向け接客研修プログラムに準拠した研修を行う。（2020年度）	進捗なし
声かけサポーター	行政が主催する、声かけサポーター養成講座へ継続して参加して、講義・実技により声かけの教育を行っていく。	自社による声掛け教育を実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

--

住 所 静岡県葵区鷹匠一丁目1番1号
 業 者 名 静岡鉄道株式会社
 代 表 者 名 取締役社長 川井 敏行

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和3年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅	鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	無人駅	公共交通移動等円滑化省令適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の降機設置	傾斜路の設置数	視覚誘導ブロックの有無	案内設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	車いす利用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の有無
静岡鉄道		新静岡 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 葵区	14,410 人		○	○	2	2	基	基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	○	○	2	○
静岡鉄道		日吉町 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 葵区	1,126 人	○			2		基	基	基	2 箇所			×	○	○	○	○	2	
静岡鉄道		音羽町 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 葵区	1,328 人	○			1		基	基	基	1 箇所			×	○	○	○	○	1	
静岡鉄道		春日町 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 葵区	1,394 人	○			1		基	基	基	箇所			×	○	○	○	○	1	
静岡鉄道		柚木 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 葵区	2,241 人	○			2		基	基	基	1 箇所			×	○	○	○	○	2	○
静岡鉄道		長沼 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 葵区	1,898 人	○			2		基	基	基	箇所			×	○	○	○	○	2	
静岡鉄道		古庄 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 葵区	2,854 人	○			2		基	基	基	箇所			×	○	○	○	○	2	
静岡鉄道		県総合運動場 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 駿河区	2,723 人	○			2		基	基	基	箇所			×	○	○	○	○	2	
静岡鉄道		県立美術館前 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 清水区	1,481 人	○		○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所			×	○	○	○	○	2	
静岡鉄道		草薙 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 清水区	5,775 人	○		○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	○	○	2	
静岡鉄道		御門台 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 清水区	2,120 人	○			1		基	基	基	1 箇所			—	○	○	○	○	1	
静岡鉄道		狐ヶ嶮 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 清水区	3,781 人	○		○	1	1	2 (2) 基	基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	
静岡鉄道		桜橋 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 清水区	3,667 人	○			2	1	基	基	基	1 箇所			×	○	○	○	○	2	
静岡鉄道		入江岡 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 清水区	558 人	○			1		基	基	基	箇所			—	○	○	○	○	1	
静岡鉄道		新清水 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 清水区	4,758 人			○	2	2	基	基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
		(合計) 15 駅				13 駅	1 駅	5 駅	25	10	1 1 駅 2 (2) 基	0 0 駅 0 0 基	0 駅 0 基	9 4 駅 12 (6) 箇所	1 駅	4 駅	4 駅	15 駅	15 駅	15 駅	3 駅		

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号

事業者名 静岡鉄道株式会社

代表者名 取締役社長 川井 敏行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和2年度）

住 所 静岡県葵区鷹匠一丁目1番1号

事業者名 静岡鉄道株式会社

代表者名 取締役社長 川井 敏行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
1000形車両	新型車両A3000形へ更新、置き換えを推進する。 (2019年度2編成、2020年度2編成、2022年度1編成、 2023年度1編成)	計画通り2編成更新

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
/	/	/

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
近隣施設への誘導	構造上の理由により駅構内に障害者対応トイレを設置することが困難である御門台駅について、駅係員が近接する商業施設の障害者対応型トイレまで誘導しており、今後も継続していく。	計画通り実施
無人駅の旅客誘導	全駅において係員と通話できるインターホンを設置しており、継続して遠隔で旅客の誘導を行っていく。	計画通り実施
乗降支援	視覚障害者や車いす利用者等に対し、声かけ、見守り等の乗降の支援を継続実施する。	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅施設の情報提供	ウェブサイト（らくらくおでかけネット）において、駅施設情報の提供をおこなっており、継続して情報提供を行っていく。	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客研修の実施	全ての駅係員に対して、国土交通省が定める交通事業者向け接客研修プログラムに準拠した研修を行う。(2020年度)	進捗なし
声かけサポーター	行政が主催する、声かけサポーター養成講座へ継続して参加して、講義・実技により声かけの教育を行っていく。	自社による声掛け教育を実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

--

(令和2年度)

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道	13 編成 (26) (両)	10 編成 (20) (両)	10 編成	0 編成	0 編成	10 編成	0 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	13 編成 (26) (両)	10 編成 (20) (両)	10 編成	0 編成	0 編成	10 編成	0 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	